

消防本部から試験・講習会のお知らせ

【試験】

種別	危険物取扱者試験前期	危険物取扱者試験後期	消防用設備士試験
試験日	平成19年6月17日(日)	平成19年10月28日(日)	19年8月19日(日)
願書受付	4月13日(金)～4月27日(金)	8月29日(水)～9月10日(月)	6月21日(木)～7月5日(木)
試験種類	甲種・乙種(1～6種)・丙種		甲種(特類・1～5類)・乙種(1～7類)
試験会場	岡山市・倉敷市・津山市		岡山市

【講習会(美作市消防本部管内の日程です。他の消防本部管内は、電話で確認してください。)】

【危険物取扱者事前講習会】

	前期	後期
事前講習日	平成19年6月7日(木)	平成19年10月18日(木)
講習会受付	4月13日(金)～4月27日(金)	8月29日(水)～9月10日(月)
講習内容	乙種(4種)・丙種	
講習会場	作東農業環境改善センター	

【危険物取扱者保安講習会】

講習会	19年7月19日(木)
受付期間	5月10日(木)～5月31日(木)
講習会場	作東農業環境改善センター

※詳しいお問い合わせは、
美作市消防本部予防課
(電話 0868-72-2602) まで

犬の飼い主の皆様へ狂犬病予防注射を受けましょう!!

平成19年度集団狂犬病予防注射日程表

	場所	時間
4月23日(月)	筏津公民館	9:40～10:00
	中土居公民館	10:10～10:30
	引谷公民館	10:40～11:00
	旧影石小学校	11:10～11:30
	サロン北駐車場	11:40～12:10
	塩谷公民館	13:10～13:40
5月23日(水)	大茅公民館	13:50～14:20
	中土居公民館	9:40～10:10
	サロン北駐車場	10:20～10:50
	旧影石小学校	11:00～11:30

注射登録に必要な費用

- ・注射のみの場合 2,800円
 - ・注射済票交付手数料 550円含む
 - ・登録料 3,000円
- 釣り銭のいらぬようにご協力ください。

責任をもってきちんと飼おう!

- ・放し飼いは近所の迷惑になるだけでなく事故を引き起こす原因となります。散歩の時はくさりや綱でつなぎ、十分コントロールできる人が行うようにしましょう。また、散歩時の糞はめんどくさながらず、責任をもって持ち帰るようにしましょう。
 - ・犬やねこを捨てないでください。無惨な死を迎えるか、野良犬・野良ねこになって迷惑をかけることとなりますのでどうしても飼えなくなったときは、責任をもって次の飼い主を探してください。
- ※犬が死亡したときや飼い主が変わったときは役場へ届出してください。

犬病予防法に基づいて年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています

狂犬病は人畜伝染病のひとつで日本国内では現在発生が確認されていませんが、他の多くの国々では今現在でも発生しています。人や犬が感染発症した場合、ほぼ100%死亡する極めて恐ろしい病気です。あなたの愛犬がいつ感染し、誰に危害を加えるかわかりません。狂犬病予防のために必ず予防注射を受けましょう。

◆飼い犬の登録

飼い主は役場に飼い犬の登録が必要となります。登録はその犬の生涯に1度です。(生後90日以降)登録は狂犬病の予防注射会場及び役場保健福祉課で行っています。

◆岡山県動物愛護センター(旧御津郡御津町伊田地内)

TEL(0867)24-9512

ここでは何をしますの?

- ・動物愛護の普及啓発
- ・犬、ねこの譲渡
- ・ペットの正しい飼い方指導
- ・野犬の保護収容
- ・飼えなくなった犬、ねこの引き取り など

3月の入札状況
(一、二〇〇千円以上)
(2/27)3/26
3月の入札は
ありませんでした

電話番号

- 役場(代表) ☎ 79-2111
- 教育委員会 ☎ 79-2216
- 社会福祉協議会 ☎ 79-2561
- ゆうゆうハウス ☎ 79-2861
- JA勝英北支店西粟倉出張所 ☎ 79-2311
- 森林組合 ☎ 79-2326
- 商工会 ☎ 79-2230
- 駐在所 ☎ 79-2003
- いきいきふれあいセンター ☎ 79-7100
- 国保診療所 ☎ 79-2220

国保出産育児一時金の医療機関による受取代理について

出産育児一時金の医療機関による受取代理とは・・・

いままでは、出産後に一時金を受けとっていましたが、この制度により出産を控えた保険者の一時的な出産費用の負担をやわらげ、安心して出産を迎えていただけるよう始まりました。

この制度を利用すると、出産にかかる費用を出産育児一時金の中から（35万円を限度）保険者の皆さまにかわって国保から直接医療機関に支払う事が出来ます。また、いままで通り出産後に申請し、出産育児一時金を受けとる方法も出来ます。

対象者

西栗倉村国民健康保険の加入者であって、出産予定日まで1ヵ月以内

該当される方は、**印鑑・保険証・母子健康手帳・出産予定日を証明する書類**を持参の上、役場保健福祉課で手続きを行ってください。

出産育児一時金の医療機関による受取代理は次の方法で行います。

出産育児一時金の医療機関による受取代理について

- ① 出産予定日の1ヵ月前になったら、役場で申請を行う。
- ② 申請書を医療機関に持って行き、記入後役場へ提出。
- ③ 分娩が行われた後、医療機関より役場へ請求。

1) 請求額が35万円以上である場合

出産育児一時金の全額を役場が、医療機関へ支払う。

不足分のみ申請者が、窓口で支払う。

2) 請求額が35万円未満である場合

請求額として記載されている額を役場が、医療機関に支払い、

その差額を役場が申請者へと支払う。



詳しいお問い合わせ先、申請先は
いきいきふれあいセンター内
保健福祉課 国民健康保険係

TEL 79-7100